

日本専門医機構による新専門医制度に於ける リハビリテーション科専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構(以下機構)による新専門医制度に於けるリハビリテーション科専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講、④学術業績・診療以外の活動実績をもって行います。この機構が認定する専門医は「基本領域 リハビリテーション科専門医」と呼ばれます。

特別な理由(留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など)のために専門医の更新ができない場合等の措置については、別途定めることにします(別添資料①I参照)。

また、リハビリテーション科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために3回以上更新された専門医に関しては更新措置を別添資料②に基づいて行います。

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間における機構による「基本領域リハビリテーション科専門医(以下、機構認定専門医と記載する)」認定について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示すリハビリテーション科専門医認定更新申請書一式(様式1~5)を作成の上、日本リハビリテーション医学会宛に提出してください。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-18-12 内神田東誠ビル 2階
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会気付
日本専門医機構基本領域専門医委員会

更新基準

① 勤務実態の自己申告(必須)

勤務実態を証明する「自己申告書」(様式1-2)として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて「勤務実態自己申告書:詳細」(様式1・参考資料)によって勤務実態を検証することがあります。

勤務実態としては、週4日32時間以上の勤務を基準としますが、育児・介護等の理由による場合は、週4日30時間以上を基準とします。この基準を満たさない場合でも、②の診療実績の証明を満たすことができれば更新が認められます。診療実績の証明を満たすことができない場合等の対応は、別添資料①に定めます。

② 診療実績の証明（必須）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を示す必要がありリハビリテーション科領域としては以下の方法で証明していただきます。

症例一覧の提示により診療実績を示す。

5年間に診療した症例（入院、外来は問いません）のうち100症例について症例一覧表（様式2-1～3）に、診療開始日、年齢、性別、主診断名、主障害名、診療施設名、領域番号、担当医/指導医（いずれかを選択）、責任者氏名（印）を記載して提出してください。領域は、1) 脳血管障害・外傷性脳損傷など、2) 外傷性脊髄損傷（但し、脊髄梗塞、脊髄出血、脊髄腫瘍、転移性脊椎腫瘍等、外傷性脊髄損傷と同様の症状を示す疾患を含めてもよい）、3) 運動器疾患・外傷、4) 小児疾患、5) 神経筋疾患 6) 切断、7) 内部障害、8) その他、の8領域です。これらから領域番号を記載してください。少なくとも上記のうち3領域以上の症例が必要です。

③ 更新単位 50 単位（必須）

リハビリテーション科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。合計50単位の取得を求めます。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位を良く確認の上、総単位数が50となるように勘案して下さい。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 5 単位、最大 10 単位 （このうち 5 単位は必修講習）
iii) 診療領域別講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 4 単位、最大 10 単位

i) 診療実績の証明（10 単位）

②の診療実績の証明を10単位の更新単位として算定できます。単位を単位集計表（様式1-3）に記載してください。

ii) 専門医共通講習（最小 5 単位、最大 10 単位：ただし、必修 4 項目を含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または日本リハビリテーション医学会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できます）。1回の講習は1時間以上とし、1時間

の講習受講をもって1単位と算定します。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。(ただし、日本リハビリテーション医学会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

- ・ 医療安全講習会 (必修項目: 5年間に1単位以上)
- ・ 感染対策講習会 (必修項目: 5年間に1単位以上)
- ・ 医療倫理講習会 (必修項目: 5年間に1単位以上)
- ・ 指導医講習会 (必修項目: 5年間に2単位以上)
- ・ 保険医療講習会
- ・ 臨床研究/臨床試験講習会
- ・ 医療事故検討会
- ・ 医療法制講習会
- ・ 医療経済(保険医療など)に関する講習会など

講習会講師については1時間につき2単位まで付与することができます。

1日で取得可能な単位数は、共通講習とリハビリテーション科領域講習を合算し総会(日本リハビリテーション医学会年次学術集会※以下年次学術集会)及び日本リハビリテーション医学会秋季学術集会(以下秋季学術集会)では6単位以内、他の関連学会(日本リハビリテーション医学会専門医会学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会が指定する講演、その他国内における集会で日本リハビリテーション医学会または地方会が指定する講演)は4単位以内とする。

会期中に取得できる単位の上限については以下の表の通りとします。また日本リハビリテーション医学会が主催し国内で開催される国際学会については別に定めることとします。

会期中に取得できる単位	4日間開催の場合	3日間開催の場合	2日間開催の場合	1日開催の場合
年次学術集会	16単位(1日6単位まで)以内	12単位(1日6単位まで)以内		
秋季学術集会		12単位(1日6単位まで)以内	8単位(1日6単位まで)以内	
その他関連学会			8単位(1日4単位まで)以内	4単位以内

日本リハビリテーション医学会で自動的に加算している講習等については、日本リハビリテーション医学会ウェブサイトから会員用Webシステムより参加研修会一覧をプリントアウトし、単位集計表(様式1-3)に該当区分の単位数を書き写して下さい。

自動的に加算していない講習等については、受講証明書(講習受講の場合)や、講

師を行った証明となるものを日本リハビリテーション医学会に送付し申告して下さい。自己申告後、更新時期に会員用 Web システムに自己申請単位分が反映されますので、参加研修会一覧をプリントアウトし様式 3（専門医共通講習受講証明書）に貼布し、単位集計表（様式 1-3）に該当区分の単位数を書き写して下さい。

iii) リハビリテーション科領域講習（最小 20 単位）

日本リハビリテーション医学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な、日本リハビリテーション医学会で審査し専門医機構が承認する講習等への参加を目的としています。単位付与の対象にできる講習等は参照資料 1（リハビリテーション科専門医 教育研修単位一覧表）で確認してください。

本区分の講習は基本的に日本リハビリテーション医学会で自動登録しているため、会員用 Web システムより参加研修会一覧をプリントアウトし様式 4（リハビリテーション科領域講習受講証明書）に貼布した上で、単位集計表（様式 1-3）に該当区分の単位数を書き写して下さい。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位まで付与することができます。

1 日で取得可能な単位数は、リハビリテーション科領域講習と共通講習を合算し総会（年次学術集会）及び秋季学術集会では 6 単位以内、他の関連学会（日本リハビリテーション医学会専門医会学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会が指定する講演、その他国内における集会で日本リハビリテーション医学会または地方会が指定する講演）は 4 単位以内とする。

会期中に取得できる単位の上限については以下の表の通りとします。また日本リハビリテーション医学会が主催し国内で開催される国際学会については別に定めることとします。

会期中に取得できる単位	4 日間開催の場合	3 日間開催の場合	2 日間開催の場合	1 日開催の場合
年次学術集会	16 単位（1 日 6 単位まで）以内	12 単位（1 日 6 単位まで）以内		
秋季学術集会		12 単位（1 日 6 単位まで）以内	8 単位（1 日 6 単位まで）以内	
その他関連学会			8 単位（1 日 4 単位まで）以内	4 単位以内

iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最小4単位、最大10単位)

算定可能な単位については、参照資料1(リハビリテーション科専門医 教育研修単位一覧表)で確認してください。

日本リハビリテーション医学会で自動登録しているものについては、会員用 Web システムより参加研修会一覧をプリントアウトし、単位集計表(様式1-3)に該当区分の単位数を書き写して下さい。自己申請が必要なものについては、参加証明書のコピー、抄録や掲載論文のコピー等を日本リハビリテーション医学会に送付し申告して下さい。自己申告後、更新時期に会員用 Web システムに自己申告単位分が反映されますので、参加研修会一覧をプリントアウトし様式5(リハビリテーション科領域学術業績等証明書)に貼布し、単位集計表(様式1-3)に該当区分の単位数を書き写して下さい。

- ・ 学術集会参加(1回につき)は以下にしたがって単位認定されます。

日本リハビリテーション医学会が予め審査し、機構により承認された、学術集会/講演会等参加は1~2単位(5年間で上限6単位)。

但し5年間に日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション専門医会学術集会(2017年からは秋季学術集会)に各1回以上参加することを必須とします。

学会開催中の講演・講習会受講についてはii) 専門医共通講習あるいはiii) 診療領域別講習単位として計上します。

- ・ 学術集会発表、筆頭発表者に1単位(上限回数制限なし)。指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者1名(原則として第2発表者)に限り1単位。
- ・ 学術集会等で座長を務めた場合、1単位(上限回数制限なし)。
- ・ ピアレビューを受けた論文発表、筆頭著者に2単位、筆頭著者以外1単位(上限単位制限なし)。
 - ・ The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine 及び Progress in Rehabilitation Medicine の査読を行った場合には、1単位(上限回数制限なし)。
- ・ 医療事故調査制度における外部委員を務めた場合には2単位(上限回数制限なし)

新制度完全発足までの期間における機構による新基準に基づく

リハビリテーション科専門医認定の手順（移行措置）

（2015年3月以前に学会専門医の認定を受けた方）

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2015年4月からの5年間の準備期間を経て、2020年4月からとなります。日本リハビリテーション医学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2015年4月～20年3月の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「機構認定専門医」としての認定が可能です。
- ・ 2015年4月～20年3月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本リハビリテーション医学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
- ・ 日本リハビリテーション医学会の指定する期日に日本リハビリテーション医学会の更新基準を満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本リハビリテーション医学会認定の「リハビリテーション科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新するか、または機構認定更新時期を延長することが可能です。
- ・ 学会専門医の更新を選択した場合は5年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5年の間に、「機構認定専門医」としての前倒し更新は行ないません。機構認定更新時期を延長する場合は、原則として1年間の猶予期間とします。なお、移行措置は2020年3月を持って終了し、原則として2020年4月以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。
- ・ リハビリテーション科領域の場合、2024年3月迄の期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は原則として「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
- ・ 日本リハビリテーション医学会の指定する期日（各年度4月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本リハビリテーション医学会「専門医の資格更新に関する申し合わせ」に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、研修委員会で個別に審査します。
- ・ 日本リハビリテーション医学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を2016年4月に更新申請を行う学会専門医からとします。

また、新制度の指導医資格の要件はリハビリテーション科領域研修委員会で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2020年3月までは「学会専門医」でも可能です。

専門医共通講習のうち必須の医療安全、感染、倫理、指導医講習会については、2015年度以降新専門医制度での単位として、日本リハビリテーション医学会で登録され、

上記の必須項目として認定されます。また 2015 年以降年次学術集会等で、これらの必須講習会を開催いたします。

なお 2012 年から行っている倫理・安全の講習会の受講履歴についても、過去 5 年間分に限り倫理または安全として登録されます。

従来の学会認定による専門医更新から機構認定による専門医更新に完全に移行するまでの移行期間中の機構認定専門医の認定において、学会専門医分の診療証明と、機構認定専門医分の診療実績の証明とに、同一の症例を重複してお認めすることはできません。

1) 2016 年度更新申請者

(認定期間が 2016 年 3 月 31 日までで、2016 年 4 月 1 日更新の専門医)

- ・ 2011 年 4 月～2016 年 3 月の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 4 年分(学会更新分の 4/5) に準じる条件と、新更新基準として 10 単位以上かつ以下の条件を満たすことにより、機構認定専門医の審査を受けることができます。i) 2015 年 4 月以降の診療実績が症例一欄で 20 例以上 (20 例で 2 単位と計上可能)。ii) の共通講習の単位が 1 単位以上 (必修講習 1 単位以上を含むことが望ましい)。なお、専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近 5 年以内の受講証明ができれば算定可能です。iii) のリハビリテーション科領域講習は最小 4 単位必要で、学会専門医更新分の 16 単位と合わせて 20 単位以上が必要です。iv) における単位は最大 2 単位とします。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10 ページに示す「各更新時期における機構認定専門医の認定に必要な単位の一覧表」を参考にしてください。
- ・ 2016 年 3 月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として 1 年のみの延長とします。1 年延長の場合は、2017 年 4 月の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2017 年 4 月の申請で認定された場合であっても、認定期間は 2021 年 3 月迄とします。
- ・ 2016 年 3 月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本リハビリテーション医学会「専門医の資格更新に関する申し合わせ」に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、研修委員会で個別に審査します。
- ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

2) 2017 年度更新申請者

(認定期間が 2017 年 3 月 31 日までで、2017 年 4 月 1 日更新の専門医)

- ・ 2012 年 4 月～2017 年 3 月の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 3 年分(学会更新の 3/5) に準じる条件と、新更新基準として 20 単位以上かつ以下の条件を満たすことにより、機構認定専門医の審査を受けることができます。i) 2015 年 4 月以降の診療実績が症例一欄で 40 例以上 (40 例で 4 単位と計上可能)。ii) の

共通講習の単位が2単位以上（必修講習1単位以上を含むこと）。なお、専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。iii) のリハビリテーション科領域講習は最小8単位必要で、学会専門医更新分の12単位と合わせて20単位以上が必要です。iv) における単位は最大4単位とします。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10ページに示す「各更新時期における機構認定専門医の認定に必要な単位の一覧表」を参考にしてください。

- 2017年3月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、2016年4月の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、2018年4月の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2018年4月の申請で認定された場合であっても、認定期間は2022年3月迄とします。
- 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応については2016年4月の場合に準じます。
- 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

3) 2018年度更新申請者

（認定期間が2018年3月31日までで、2018年4月1日更新の専門医）

- 2013年4月～2018年3月の5年間のうち学会専門医更新に必要な2年分（学会更新の2/5）に準じる条件と、新更新基準として30単位以上かつ以下の条件を満たすことにより、機構認定専門医の審査を受けることができます。i) 2015年4月以降の診療実績が症例一欄で60例以上（60例で6単位と計上可能）。ii) の共通講習の単位が3単位以上（必修講習2単位以上を含むこと）。なお、専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。iii) のリハビリテーション科領域講習は最小12単位必要で、学会専門医更新分の8単位と合わせて20単位以上が必要です。iv) における単位は最小4単位最大6単位とします。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10ページに示す「各更新時期における機構認定専門医の認定に必要な単位の一覧表」を参考にしてください。
- 2018年3月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、2016年4月の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、2019年4月の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。なお、2019年4月の申請で認定された場合であっても、認定期間は2023年3月迄とします。
- 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応については2016年4月の場合に準じます。
- 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

4) 2019 年度更新申請者

(認定期間が 2019 年 3 月 31 日までで、2019 年 4 月 1 日更新の専門医)

- 2014 年 4 月～19 年 3 月の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 1 年分 (学会更新 1/5) に準じる条件と、新更新基準として 40 単位以上かつ以下の条件を満たすことにより、機構認定専門医の審査を受けることができます。i) 2015 年 4 月以降の診療実績が症例一欄で 80 例以上 (80 例で 8 単位と計上可能)。ii) の共通講習の単位が 4 単位以上 (必修講習 3 単位以上を含むこと)。なお、専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近 5 年以内の受講証明ができれば算定可能です。iii) のリハビリテーション科領域講習は最小 16 単位必要で、学会専門医更新分の 4 単位と合わせて 20 単位以上が必要です。iv) における単位は最小 4 単位最大 8 単位とします。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10 ページに示す「各更新時期における機構認定専門医の認定に必要な単位の一覧表」を参考にしてください。
- 2019 年 3 月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、2016 年 4 月の場合と同様に、学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長します。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として 1 年のみの延長とします。1 年延長の場合は、2020 年 4 月の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準 (=100%機構の基準) で審査します。なお、2020 年 4 月の申請で認定された場合であっても、認定期間は 2024 年 3 月迄とします。
- 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応については 2016 年 4 月の場合に準じます。
- 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

5) 2020 年度更新申請者

(認定期間が 2020 年 3 月 31 日までで、2020 年 4 月 1 日更新の専門医)

- 2020 年 4 月の申請から、学会専門医更新申請はなくなります。機構による新更新基準を 100%適用して更新申請していただきます。したがって、この時点における学会専門医更新資格の有無は問いません。
- 2020 年 3 月末日迄に学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、機構認定更新時期を原則として 1 年のみ延長します。なお、2021 年 4 月の申請で認定された場合であっても、認定期間は 2025 年 3 月迄とします。
- 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い)

2018年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることとなります。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020年4月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することとなります。この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ていない方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。

各更新時期における機構認定専門医の認定に必要な単位の一覧表

		各更新時期において機構認定専門医の認定に必要な単位				
		必要となる取得単位				
更新日		2016年 4月1日	2017年 4月1日	2018年 4月1日	2019年 4月1日	2020年 4月1日
学会専門医分	学会参加、教育研修講演等 受講、論文、学会発表等による単位	16	12	8	4	
	専門医活動報告 (医療倫理と安全に関する自己研修を含む)	必須 診療証明 は8例	必須 診療証明 は6例	必須 診療証明 は4例	必須 診療証明 は2例	
機構認定専門医分	i) 診療実績の証明 (2019年度更新申請者までは症例呈示による方法のみ認め、20症例につき2単位とする)	2	4	6	8	10
	ii) 専門医共通講習	最小1 最大2	最小2 最大4 必修講習 で1項目 以上	最小3 最大6 必修講習 で2項目 以上	最小4 最大8 必修講習 で3項目 以上	最小5 最大10 必修講習 で4項目 以上
	iii) リハビリテーション科領域講習	最小4	最小8	最小12	最小16	最小20
	iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0~2	0~4	4~6	4~8	4~10
	i)~iv)の合計	10	20	30	40	50

*いずれの更新時期においても、表の「学会専門医分」と「機構認定専門医分」の両者を満たした場合に、機構認定専門医の認定を受けることができる。

*学会専門医分の単位は、新専門医制度に則したシステムが完成するまで、10単位を1単位として計算する。但し、2-gの講演受講(5単位)→1単位として、4-aの「年次学術集会」・「国際学会」でのシンポジウム、パネルディスカッション、特別講演等の筆頭演者単位(15単位)と、4-dの「年次学術集会」・「関連研修会」・「地方会」・「専門医会(2017年からは秋季学術集会)」・「関連学会」での教育講演、「関連研修会」での実習担当者(15単位)→2単位として計算する。